

○財務省告示第二百二十九号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第十一项の規定に基づき、  
 平成二十二年六月七日に発行した利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。  
 平成二十二年七月六日

財務大臣 野田 佳彦

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第二百九十二回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三	法律及びその条項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱
五	発行額	額面金額で二百十三億八千三百二十万円
六	払込金額	二百十四億千三百十三万六千四百八十円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
九	発行日	平成二十二年六月七日
十	発行価格	額面金額百円につき百円十四銭
十一	利率	年〇・二パーセント



十 十 十 十  
八 七 六 五 四

払 払 元 償 償 後 第  
込 場 利 還 還 の 二  
期 所 金 金 期 利 期  
日 支 額 限 子 以

平 日 額 平 る い 日 毎  
成 本 面 成 利 て を 年  
二 銀 金 成 子 利 を 支 五  
十 行 額 十 四 子 を そ の 払 月  
二 年 百 四 年 支 日 以 十  
年 六 円 に 五 月 づ 前 六 月 間 に 属 す  
月 七 日 づ 百 円 日 間 属 す  
日 づ 百 円 日 間 属 す